

## アクロス福岡コミュニケーションエリア利用要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地域文化・芸術文化、観光の振興及び情報提供のためのアクロス福岡コミュニケーションエリア（以下「コミュニケーションエリア」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (利用)

第2条 利用は、地域文化・芸術文化、観光の振興及び情報提供のためのコミュニケーションエリア企画展（以下「企画展」という。）及び企画展又はアクロス福岡匠ギャラリー企画展と同時に開催するイベント（以下「イベント」という。）とする。

2 企画展は、パネル等を活用して行う絵画、写真、書、版画、工芸、グラフィックデザイン等の展示とし、壁面展示が可能なものとする。

3 イベントは、大型画面及び大型画面前のステージ等を活用して行うPR、催事及び物産展等とする。

4 利用は入場無料とし、入場制限を行ってはならないものとする。

5 利用に際しては、営利目的の行為を行ってはならないものとする。ただし、第7条に規定するイベント利用時の販売承認を得た場合を除くものとする。

### (利用対象者)

第3条 利用の対象者は、次のとおりとする。

(1) 九州・沖縄、山口エリアの地方公共団体（観光協会を含む。）

(2) 営利を目的としない九州・沖縄、山口エリアの文化施設及びNPO団体等

(3) 福岡県内の小・中・高・大学及び専門学校、特別支援学校

(4) その他公益財団アクロス福岡（以下「アクロス福岡」という。）が適当と認める団体等

### (利用期間等)

第4条 企画展の利用期間は、原則として1週間以内とし、利用できる年間の回数は、第3条の利用対象者1団体につき、原則として1回とする。

2 イベントは、企画展利用期間と同一期間内で開催するものとする。

3 利用時間は、原則として午前10時から午後6時までとする。

### (利用の申込み)

第5条 利用の申込みは、アクロス福岡が定めるコミュニケーションエリア利用申込

期間内に行うものとする。

- 2 利用の申込みは、利用申込者（以下「申込者」という。）がコミュニケーションエリアの利用申込書及び添付書類（以下「申込書等」という。）をアクロス福岡に提出して行うものとする。

#### （利用の承認）

第6条 利用の承認については、申込書等の内容をアクロス福岡が審査し、決定するものとする。この場合において、アクロス福岡が必要と認める場合は、申込書等の内容を変更して承認することができるものとする。

- 2 アクロス福岡は、利用承認の審査をするために必要があると認める場合は、申込者に対して、第3条に定める利用対象者であることを証明する資料及び企画内容に関する資料等の提出を求めることができるものとする。
- 3 アクロス福岡は、申込者に対して、第1項の審査結果を速やかに文書で通知するものとする。

#### （イベントの開催並びに販売の承認）

第7条 申込者は、イベントの開催、並びにイベントにおいて物産等の販売を行おうとする場合は、別途イベント利用申込書にイベントの概要と販売の有無及びその内容（販売の目的、販売する物産等名、販売価格等）を記載し、アクロス福岡の承認を得なければならないものとする。

- 2 イベントでの物産等の販売は、営利を目的としない地域文化・芸術文化、観光の振興及び情報提供に資すると思われる場合に限り承認するものとし、原則として手数料等は徴収しないものとする。
- 3 アクロス福岡は、申込書等の内容を審査し、決定するものとする。この場合において、アクロス福岡が必要と認める場合は、申込書等の内容を変更して承認することができるものとする。
- 4 アクロス福岡は、申込者に対して、第3項の審査結果を速やかに文書で通知するものとする。

#### （利用料金等）

第8条 コミュニケーションエリア及び貸出備品の利用料金については、無料とする。ただし、利用に際しての展示品、物産等の搬入・撤去、看板・装飾等に係る経費については、利用を承認された者（以下「利用者」という。）の負担とする。

#### （利用承認の取消、利用の中止、内容の変更）

第9条 アクロス福岡は、次のいずれかに該当する場合は、利用承認の取消、利用の中止又は内容の変更を命ずることができるものとする。

- (1) 申込書等の内容に虚偽の記載があった場合
- (2) 利用形態及び展示内容が、申込書等及び利用承認の内容と著しく異なる場合
- (3) アクロス福岡等の施設管理者の指示に従わない場合
- (4) 利用の形態及び展示内容が、福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年福岡県条例第5号）第6条に該当する場合
- (5) その他施設の運営上、支障があると認められる場合

2 利用者は、前項各号のいずれかに該当して、利用承認の取消、利用の中止又は内容の変更を命じられたことにより、損害等が発生した場合であっても、アクロス福岡に損害賠償を求めないものとする。

(原状回復)

第10条 利用者は、利用終了後、直ちにコミュニケーションエリア及び貸出備品等を原状に回復しなければならない。

(利用者の賠償責任)

第11条 利用者は、コミュニケーションエリア及び貸出備品等を破損、滅失又は汚損（以下「破損等」という。）した場合は、直ちにアクロス福岡に届けなければならない。

2 前項の破損等が、利用者の故意又は重大な過失によるものである場合は、利用者は、その損害を賠償するものとする。

(アクロス福岡の賠償責任)

第12条 コミュニケーションエリアの利用に際し、次の各号のいずれかに該当する場合は、アクロス福岡は、その賠償の責めを負わない。

- (1) 展示品、物産等の紛失、盗難及び破損があったとき
- (2) 利用者等の責めに帰すべき事由により、利用者が損害を被ったとき
- (3) 利用者等の責めに帰すべき事由により、第三者が損害を被ったとき

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、コミュニケーションエリアの利用に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。